

するとともに、必要に応じ研修内容の見直しを行う。

また、YS-11以来40年ぶりとなる国産旅客機開発の計画に適切に対応するために、新技術の基準適合性に係る調査や航空機技術審査センターの職員への研修の充実等を通じて審査能力の向上等を図る。

4 航空機の整備審査体制の充実

航空運送事業者の新規参入、整備管理の委託等による航空運送事業者の整備体制の多様化へ対応し審査の充実を図るため、整備審査官に対する研修の充

実によりその質的向上を図るとともに、安全監査等に係る実施要領の見直し等を行う。また、専従の監査組織を新設し、航空運送事業者の整備体制に対する監視・監督体制を強化するとともに、新規航空運送事業者の増加に対応するため、整備審査体制の充実を図る。

5 航空機の経年化対策の強化

経年航空機について、航空機製造者・運航者等の不具合事例や諸外国の事例を踏まえ、その対策に関する情報を収集し、必要な措置を講じる。

第4節 救助・救急活動の充実

1 捜索・救難体制の整備

救難調整本部においては、種々の緊急状態に対応した活動計画、訓練、情報の収集・処理体制等を充実するとともに、関係機関との連絡・協調体制の強化を図る。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については、空港管理者による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう指導する。

国土交通省は、空港消防力の充実強化を図るため、鹿児島、新潟、松山、北九州空港の化学消防車を大型更新配備及び高知空港の化学消防車を更新配備するとともに、稚内空港については、空港用給水車を新規配備する。

また、「空港保安防災教育訓練センター」においては、空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、消火戦術等の研究等を推進する。

空港における救急医療体制については、函館、新潟、大分、鹿児島、熊本、宮崎空港の救急医療資器材搬送車について更新配備を行うとともに、年次計画に従い、東京、大阪の治療用テントを更新するなど、救急医療に必要な医療資器材の配備更新等を進めるとともに、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるよう関係医療機関との連携の強化を図るため、定期的な合同訓練を実施する。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進する。

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、警察、医療機関、地方公共団

体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。